

「保育短時間」認定について

～保育所等※の利用時間と延長保育利用料について～

※保育所等とは、保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育施設のことをいいます。

保護者の月の就労時間が120時間未満である児童は、保育短時間認定となり、支給認定証の保育必要量区分の欄に、「保育短時間」と記載されます。

保育短時間に認定されると、お子様をお預かりできる時間は、1日8時間となり、16:00を過ぎるお預かりについては、下記のとおり延長料金が別途必要になります。

私立施設の延長保育利用については、各施設にお問い合わせください。

○公立保育所の延長保育利用の場合

【保育短時間】 月～土曜日

18時～19時の延長保育を行っていない園があります。

公立の園では第二、第四土曜日の延長保育は行っておりません。

7時 8時

16時 17時 18時 19時



A（生活保護世帯）階層については、延長料金の減免あり
B（非課税世帯）

なお、就労時間が120時間未満でも、常態として保育短時間の利用時間帯を超えて就労（通勤時間含む）しているときは、保育標準時間の認定を受けることができます。

詳しくは、こども保育課保育幼稚園担当までお問い合わせください。

周南市こども保育課 保育幼稚園担当

☎ (0834) 22-8455